平成２２年（フ）第１０８号
水戸市渡里町92番地の１
債務者　鹿野貴美子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿1039番地
債務者　岡部　　昭
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
茨城県つくば市吾妻４丁目14番地５　ヴィラ・エスポワール吾妻408号
債務者　佐藤安桂美（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
茨城県つくば市あしび野２番地１
債務者　中澤　　猛
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
富山県高岡市明園町２番25―305　メゾン明園
債務者　谷本　浩一
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６号
福井県敦賀市長沢44号３番地の６
債務者　前川　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３６２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸111番地１　アネックス神戸２Ａ
債務者　芦田　政幸
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸111番地１　アネックス神戸２Ａ
債務者　芦田真由美（旧姓廣崎）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７７号
名古屋市昭和区若柳町３丁目９番地　市営松風荘807号
債務者　安部　壽利
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９２号
愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道169番地　メゾンアドニス101号
債務者　西田　廣孝
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１１号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目８番106号
債務者　尾関　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１７号
滋賀県野洲市永原市有地　市営永原第１団地２号棟242号室
債務者　太田　京子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５５号
大津市音羽台８番１―202号、前住所大津市音羽台８番１―201号
債務者　エイムこと　松浦　秀晃
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６０号
大津市仰木の里２丁目８番４号
債務者　松井　月世
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７１号
大津市野郷原２丁目６番24号
債務者　田井　豊彦
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５号
大津市大萱１丁目６番22号　ヤマブハイツ404号、前住所大阪府高槻市川西町１丁目14番７号
債務者　相川　清一
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
滋賀県草津市若草７丁目８番地14、前住所滋賀県栗東市安養寺５丁目１番31―504号
債務者　藤岡　良征（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
大津市本宮２丁目16番２号
債務者　清野　珠美
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部